

〔判例研究〕

陪審の非全員一致による有罪評決を違憲とした
判例の遡及効

— アメリカ連邦最高裁判決：Edwards v. Vannoy, 141 S. Ct. 1547 (2021) —

青 野 篤

I 事実の概要

セドリック・エドワーズ (Thedrick Edwards) は、持凶器強盗 (armed robbery)、強姦、誘拐の罪で、2007年にルイジアナ州の陪審裁判において仮釈放なしの終身刑を言い渡された。当時、ルイジアナ州法では、陪審の全員一致によらない有罪評決が認められており、12人の陪審員中少なくとも10人が賛同すれば、有罪評決が可能であった。エドワーズの事件では、一部の罪について12人中11人、その他の罪について12人中10人の賛同で、有罪評決がなされた¹⁾。エドワーズは上訴したが、2011年に有罪が確定し、その後、同州での有罪確定後の救済も否定されたため、合衆国憲法修正6条²⁾に基づいて、非全員

1) 唯一選ばれた黒人の陪審員は、同じく黒人であるエドワーズの全ての罪について、無罪と判断した。

2) 合衆国憲法修正6条 (以下、修正6条) は、刑事被告人の諸権利の1つとして、「すべての刑事上の訴追において、被告人は、犯罪の行われた州およびその地区 (その地区は予め法律で定められていなければならない) の公平な陪審による迅速な公開裁判を受け [る]」権利を保障しているが、「公平な陪審」の要件として、有罪評決が全員一致でなければならないことは明記されていない。合衆国憲法の訳文は、畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 [第5版]』(有信堂、2018年) [高井裕之] に拠った。

(2) 陪審の非全員一致による有罪評決を違憲とした判例の遡及効

一致陪審による有罪評決が全員一致陪審に対する憲法上の権利を侵害していると主張して、連邦の人身保護令状 (habeas corpus) に基づく救済を申し立てた。

連邦地裁は、エドワーズの申し立ては、州の陪審裁判での非全員一致評決の合憲性を認めた1972年の *Apodaca v. Oregon* 連邦最高裁判決³⁾ により認められないと判断し⁴⁾、連邦高裁も上訴許可状 (certificate of appealability) を発給しなかった⁵⁾。そこで、エドワーズは、連邦最高裁に裁量上訴を申し立てた。しかし、その受理について審理中の2020年に *Ramos v. Louisiana* 連邦最高裁判決⁶⁾ が下され、同判決は *Apodaca* 判決を破棄し、重罪の刑事被告人に有罪評決を行うためには、州の陪審評決は全員一致でなければならないと判断した。そのため、エドワーズは、*Ramos* 判決が連邦の人身保護令状に基づく事後的審査 (collateral review) にも遡及適用されるべきであると主張した。これに対して、連邦最高裁は、争点をこの問題に限定したうえで、裁量上訴を受理した⁷⁾。

II 判 旨

連邦最高裁は、6対3で、*Ramos* 判決は連邦の事後的審査に遡及適用されないと判断して、エドワーズの主張を退けた⁸⁾。

3) *Apodaca v. Oregon*, 406 U.S. 404 (1972).

4) *Edwards v. Cain*, 2018 U.S. Dist. LEXIS 156420 (M.D. La., 2018); *Edwards v. Cain*, 2018 U.S. Dist. LEXIS 156479 (M.D. La., 2018).

5) *Edwards v. Vannoy*, 2019 U.S. App. LEXIS 39314 (2019).

6) *Ramos v. Louisiana*, 140 S. Ct. 1390 (2020).

7) *Edwards v. Vannoy*, 140 S. Ct. 2737 (2020).

8) *Edwards v. Vannoy*, 140 S. Ct. 1547 (2021). カバノー (Kavanaugh) 裁判官が法廷意見を執筆し、これにロバーツ (Roberts) 首席裁判官、トーマス (Thomas) 裁判官、アリート (Alito) 裁判官、ゴーサッチ (Gorsuch) 裁判官、バレット (Barrett) 裁判官が同調した。トーマス裁判官が同意意見を執筆し、これにゴーサッチ裁判官が同調している。ゴーサッチ裁判官も同意意見を執筆し、これにトーマス裁判官が同調している。一方、ケイガン (Kagan) 裁判官が反対意見を執筆し、これにブライヤー (Breyer) 裁判官とソトマイヨール (Sotomayor) 裁判官が同調している。

1 カバノー裁判官の法廷意見

刑事手続に関する新しいルールは、たとえ被告人の事実審が終了していたとしても、直接上訴 (direct review) には適用される。しかし、Teague v Lane 連邦最高裁判決 (489 U.S. 288 (1989)) が述べたように、それは、連邦の事後的審査において、確定した有罪判決を覆すために遡及適用されることは通常ない。Teague 判決は、Linkletter v. Walker 連邦最高裁判決 (381 U.S. 618 (1965)) が示した遡及効に関する基準のもとで、当裁判所が数十年にわたり実践してきたことを強固にしたが、Linkletter 判決は、遡及効の決定に関して利益衡量のテストを設定した。Linkletter 判決が述べたように、有罪が確定した時点で存在していなかった憲法上のルールを適用することは、刑事司法制度の運用に不可欠な終局性の原則を大きく損なわせる。たとえば、Ramos 判決に遡及効を認めれば、Apodaca 判決を信頼して下された数十年間の有罪判決を覆すことになる可能性がある。再審理に必要な証拠が古くなったり、もはや入手できないというそれだけの理由で、一度は有罪とされた暴力的な犯罪の実行者が自由になるとすれば、公衆も犯罪被害者も苦しめられることになる。たとえ証拠を再び収集できたとしても、何年も経ってから再審理を行えば、犯罪被害者は再証言をしたり、新たな審理に耐えたりしなければならず、かなりの苦痛を与えられることになる。要するに、人身保護令状に基づく事後的救済に新しい憲法上のルールを遡及適用することに伴い州に課されるコストは、一般的に遡及適用によって得られる利益をはるかに凌駕する。但し、Teague 判決は、唯一の例外として、刑事手続に関する新しいルールが刑事手続の分水嶺的 (watershed) ルールである場合に限って、連邦の事後的審査における遡及適用を認めた。しかし、同判決は、基本的なデュープロセスに関わるそのような分水嶺的な構成要素が登場することは「起こりそうにない」と述べていた。そして、同判決から32年経っても、連邦最高裁は、そのような例外にあたる新しい手続的ルールをいまだ発見できていない。

(4) 陪審の非全員一致による有罪評決を違憲とした判例の遡及効

Ramos判決が連邦の事後的審査に遡及適用されるか否かを判断するためには、次の2つの問題に答える必要がある。第1は、Ramos判決が確立したルールを適用したのではなく、刑事手続に関する新しいルールを宣言したのかということである。第2は、Ramos判決が新しいルールを宣言したとして、それが刑事手続に関する分水嶺的ルールという例外にあたるのかということである。

Ramos判決が宣言した陪審の全員一致評決の要求は、エドワーズの有罪が確定した時点で存在していた先例によって命じられたものではなく、その時点でのすべての合理的な法律家にとって明らかなものではなかった。それとは反対に、Ramos判決以前、多くの裁判所はApodaca判決を州の刑事裁判において陪審の非全員一致評決を認めたものと解釈していた。さらに、Ramos判決において、6人の裁判官はApodaca判決が州の刑事裁判における陪審の非全員一致評決を容認したものであることを認めていたし、その他の裁判官もApodaca判決が少なくとも連邦最高裁の修正6条に関する法理を混乱させたことを認めていた。要するに、Ramos判決自身において、連邦最高裁は、その判決が先例によって命じられたものではなく、またすべての合理的な法律家にとって明らかなものでもないことを示唆していたのである。Ramos判決は、Apodaca判決を破棄し、州の刑事裁判において陪審の全員一致評決を明示的に要求することで、新しいルールを宣明したのである。

次に、Ramos判決の新しいルールが分水嶺的ルールという例外にあたるかであるが、当裁判所はその例外が「極めて狭く」、新しいルールが「手続の公正さに欠かせない根本的な手続要素に関する我々の理解」を変える場合にのみ適用されると述べてきた。その例外は、これまで理論的なものであって、現実のものではなかった。これまで連邦最高裁がそれにあたりと述べた唯一の例は、Teague判決以前のGideon v. Wainwright連邦最高裁判決(372 U.S. 335 (1963))で認められた弁護人の援助を受ける権利だけである。Teague判決以降、連邦最高裁は、新しい手続的ルールが分水嶺的ルールにあたりとの主張

をすべて退けてきたし、Teague判決以前においても、Miranda v. Arizona連邦最高裁判決（384 U.S. 436（1966））のような刑事手続に関する最も歴史的な判決もその遡及適用を認められていなかった。これに対して、エドワーズは、Ramos判決は、①陪審の全員一致評決に対する権利の重要性、②Ramos判決における憲法の原意（original meaning）への依拠、③陪審裁判の過程での人種差別防止におけるRamos判決の効果を強調する。しかし、①については、Duncan v. Louisiana連邦最高裁判決（391 U.S. 145（1968））が先例を覆して州の刑事裁判において陪審裁判を受ける権利を保障したが、DeStefano v. Woods連邦最高裁判決（392 U.S. 631（1968））はDuncan判決の遡及適用を否定している。DeStefano判決がより広い意味をもつ陪審裁判を受ける権利自体の遡及適用を否定しているのに、陪審の全員一致評決に対する権利という付随的な権利に関わるRamos判決を遡及適用するのは、原理的理由を欠く。②については、Crawford v. Washington連邦最高裁判決（541 U.S. 36（2004））が修正6条の対面条項の原意に依拠して先例を覆して刑事被告人に対する伝聞証拠の利用を制限したが、Whorton v. Bockting連邦最高裁判決（549 U.S. 406（2007））はCrawford判決の遡及適用を否定している。③については、Baston v. Kentucky判決（476 U.S. 79（1986））が先例を覆し、州検察官は理由不要の陪審員忌避（peremptory challenge）を行う際に人種に基づいて差別してはならないと判示したが、Allen v. Hardy連邦最高裁判決（478 U.S. 255（1986））はBaston判決の遡及適用を否定している。Ramos判決は、Duncan判決・Crawford判決・Baston判決と同様に、重大な判決であるが、Ramos判決をこれらの判決と異なって扱う正当な理由はなく、同判決の陪審全員一致のルールは連邦の事後的審査に遡及適用されない。

何十年にわたり、連邦最高裁は、新しい手続的ルールが生まれるたびに、その分水嶺的地位を否定してきており、このことは謳われた例外が空約束になっていることを十分に証明している。実際には決して適用されない理論的な例外

(6) 陪審の非全員一致による有罪評決を違憲とした判例の遡及効

を言い続けることは、被告人に間違っただけの希望を抱かせ、法を歪め、裁判官を誤った方向に導き、弁護士、検察官、裁判所の資源を浪費することになる。さらに、実際には存在しない例外には誰も合理的に依拠することはできない。それゆえ、現実を率直に認めても信頼利益は何ら損なわれない。過去32年以上に渡って、裁判官と弁護士には次第に明らかになってきたことを明確にする時が来た。つまり、新しい手続的ルールは、連邦の事後的審査に遡及適用されないということである。分水嶺的ルールの例外は、消滅寸前であり、何ら有効性をもたないと見るべきである。

遡及効に関する連邦最高裁の法理を要約すれば以下のようになる。新しい実体的ルールは法が罰する行為の範囲または人の集団 (class) を変更する。これらの新しい実体的ルールは、事実審裁判所で係属中の事件および直接上訴に適用され、それらは連邦の事後的審査にも遡及適用される。新しい手続的ルールは、被告人の有責性の判断方法のみを変更する。これらの手続的ルールは、事実審裁判所で係属中の事件および直接上訴に適用されるが、連邦の事後的審査には遡及適用されない。

2 トーマス裁判官の同意意見

多数意見は、先例を正しく適用して、我々が長きにわたって暗示してきたことを明確に判示しており、それに完全に加わるが、同じ結論は、「1996年反テロリズム及び効果的な死刑に関する法律」(the Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996: AEDPA) の規定の適用によっても導くことが可能である。AEDPAは、連邦裁判所に対して、州裁判所の判決が「連邦最高裁判所の判断に基づき明確に確立された連邦法に反しているかまたはその不合理な適用を含む」ものでない限り、州裁判所で判断された実体的事項に関するいかなる主張も否認することを命じている。2011年に、エドワーズはルイジアナ州の裁判所に対して修正6条が陪審の全員一致評決を要求していると判断する

ように求めたが、裁判所はその実体的事項に関する主張を退けた。その結論は、Apodaca判決と一致しており、従って、AEDPAは、当裁判所を含むいかなる連邦裁判所に対しても救済を与える余地をまったく残していない。

3 ゴーサッチ裁判官の同意意見

古い判断は、新しい異議申立ての影響を受けないという人身保護令状に関する伝統的な理解を背景にして考えれば、連邦最高裁の判断は、人身保護令状の手續に遡及適用されるべきではない。人身保護令状は、管轄権のある裁判所によって下されて一旦終局的なものとなった判断を再開する権限を連邦裁判所に与えるものではない。今日の判決は、刑事手續に関する新しいルールに対する分水嶺的例外は、何ら例外ではないという長い間暗示されてきたことを明確にした。この進展は、人身保護令状の審査に関する伝統的な理解と人身保護令状に関わるこれまでの当裁判所の先例の重要性に敬意を示すものであるだけでなく、Teague判決が下された1989年まで知られておらず、何十年たってもその輪郭が未だに分からないテストを放棄することを我々に認めるものである。それによって、当裁判所は、Ramos判決、Baston判決、Crawford判決、Ring v. Arizona連邦最高裁判決(536 U.S. 584 (2002))で議論されたような無数の人々の暮らしと自由に影響を与える明らかに重要なルールの重要性を傷づけるべくその理由を検討するという憂鬱な仕事から解放される。そして、それは、古いルールを新しいルールとして再包装しなければならないという奇妙な仕事を不要にし、何らの成果も得られないにもかかわらず、訴訟当事者や下級裁判所が矛盾をはらんだテストと、説明し難い先例に対して何年もかけて奮闘することを不要にする。今日の当裁判所の率直さは、賞讃に値し、正しいものである。

4 ケイガン裁判官の反対意見

Ramos判決において、連邦最高裁は、数世紀にわたる歴史を引きながら、

(8) 陪審の非全員一致による有罪評決を違憲とした判例の遡及効

陪審の全員一致評決に対する修正 6 条の権利は、アメリカの法制度にとって「極めて重要な」(vital)、「本質的な」(essential)、「欠かすことのできない」(indispensable)、「基本的な」(fundamental)ものであると表現した。それゆえ、連邦最高裁は、先例拘束性を無視して、50年前の先例を覆すことが適当であると判断したのである。そして、その重要な一歩を踏み出す際に、連邦最高裁は、人種間の平等という核心的な原理を擁護したのである。陪審の非全員一致評決を容認する州法は、白人至上主義に起源を有し、今日においても人種差別的な効果を持ち続けてきた。こうしたすべての点を踏まえれば、Ramos 判決がなぜ歴史的に重要な判決であるかは容易に理解できる。当裁判所が公平な刑事手続を保障するために必要なルールに関して、そのような根本的な変更を行うことはめったにない。それでも、法廷意見は、Ramos 判決が分水嶺的な手続ルールではないと見なしている。

しかし、Ramos 判決で述べられたすべてのことを前提とすれば、法廷意見は、陪審全員一致の要求が Teague 判決の分水嶺的な手続ルールにあたることを否定できないし、遡及効を否定した Teague 判決以降の諸判決において、本件に匹敵するようなものを見つけ出すこともできない。つまり、法廷意見には Ramos 判決に対して「分水嶺的」地位を否定できる理由が何もないのである。そこで、最後に持ち出されたのが Teague 判決の「分水嶺的」例外の放棄である。しかし、そのような Teague 判決の重要部分を覆すに際して、法廷意見は通常先例拘束性のルールにまったく従っていない。法廷意見は当事者の求めなしに先例を無視し、ほとんど理由もなく、ましてや判例変更にあたりこれまでの法が求めてきた「特別な正当化理由」もなしに、そうしたのである。このようにして、支持できない結論を支持するために、遡及法に関する確立した原則が死滅することになった。私は、Teague 判決の「分水嶺的」例外を放棄せず、不公平に有罪とされた人々に対して再審理を受ける機会を維持したい。

Ⅲ 検 討

1 本判決の意義と裁判官の対立構図

本件では、重罪の有罪評決に陪審の全員一致評決を要求したRamos判決が連邦の事後的審査に遡及適用されるか否かが争点となった。上記のように、法廷意見は、遡及適用を認めず、さらに、Teague判決が示した遡及適用が認められる分水嶺的例外自体を廃止し、今後、刑事手続に関する新しいルールが連邦の事後的審査に遡及適用される可能性を一般的に否定した。それゆえ、本判決は、前者の点だけでいえば、遡及適用を否定してきたTeague判決以降の連邦最高裁の判決の流れに沿ったものであるが、後者の点にまで踏み込んだことで、ある意味、刑事手続ルールの遡及適用に関する「分水嶺的」判決となった。これにより、今後、刑事手続に関して、どれほど重要な新しいルールが生まれたとしても、そのルールの遡及適用は、有罪確定前の直接上訴では認められるものの、連邦の事後的審査では認められないことになる。このことは、刑事手続ルールの遡及適用やその可能性を留保することにより連邦の刑事司法制度に与える負荷の軽減やコストの削減には資する一方で、有罪の確定判決を受けた者が自らに適用された刑事手続の不当性を問題として、連邦の人身保護令状の発給を求めて争う道が一層狭められたことを意味する。もともとTeague判決自体がそれまでの連邦の事後的救済の範囲を狭めるものであったが、テロ対策強化の一環として、AEDPAが制定され、さらにその範囲が狭められていたところ、本判決は再度救済を限定する方向でTeague判決の一部を変更したことになる。しかも、このTeague判決の変更はルイジアナ州でさえ主張していなかった。

そのため、ケイガン裁判官の反対意見は、Ramos判決自身の言葉を援用しつつ、陪審の全員一致評決に対する被告人の権利の重要性を改めて指摘しながら、この権利がTeague判決にいう「分水嶺的」例外にあたることを主張するだけでなく、法廷意見がこの例外自体を廃止したことに対して、先例拘束性の観点から非常

(10) 陪審の非全員一致による有罪評決を違憲とした判例の遡及効

に強い批判を浴びせている。ケイガン裁判官は特に先例拘束性を重視する裁判官であり、Ramos判決で反対意見に回ったのも、Apodaca判決の先例拘束性を重視したことによる⁹⁾。Ramos判決では、リベラル派に属する裁判官が被告人の権利保障を重視するかそれともApodaca判決の先例拘束性を重視するかで分裂する結果となったが¹⁰⁾、本判決では、現在のリベラル派の3人が一致して、反対に回った。本件では、Teague判決の先例拘束性とRamos判決の連邦の事後的審査への遡及適用を認めることが、いずれも被告人の権利保障に資するという点で矛盾なく両立するためであろう。

2 陪審の全員一致評決に対する権利と「新しい」ルール

本判決は、Ramos判決がApodaca判決を覆して保障した陪審の全員一致評決に対する権利が連邦の事後的審査に遡及適用されないと判断するに際して、まず、その権利が確立した古いルールではなく、「新しい」ルールであると判断した。仮に確立した古いルールであるとすれば、Teague判決のもとで連邦の事後的審査においても遡及適用の対象となる。

この点に関して、エドワーズは、①修正6条が採択された時までに陪審の全員一致評決に対する権利は広く不可欠な権利と見なされていたこと、②修正6条の陪審裁判を受ける権利がアメリカの刑事司法制度の本質的な部分であり、合衆国憲法修正14条を通じて州に適用されていたこと、③合衆国憲法の権利章典が州にも適用される場合には、連邦政府に適用されるのと同じように州に適

9) ケイガン裁判官は、本判決の反対意見の中で、Ramos判決が先例拘束性を放棄したために反対したことを明確にしたうえで、「Ramos判決が今や法となったため、先例拘束性はRamos判決の側にある」と述べている。See *Edwards*, 141 S. Ct. at 1573, n.1 (Kagan J. dissenting).

10) Ramos判決の特徴の1つが保守派・リベラル派の裁判官が入り乱れての意見構成である。同判決につき、詳しくは、緑大輔「判批」判例時報2456号144頁(2020年)、勝田卓也「判批」[2020-2] アメリカ法365頁参照。

用されること、この3点がRamos判決のずっと以前から確立されていたとして、全員一致評決に対する権利は「新しい」ルールではなく、古くから確立したルールであると主張した。一方、ルイジアナ州は、Ramos判決がApodaca判決を明示的に破棄していることから、Ramos判決が「新しい」ルールを宣言したことは明らかであると反論していた。

このエドワーズの主張の背景には、Ramos判決が14世紀のイングランドにまで遡って陪審の全員一致評決の歴史を振り返り、それに対する権利を修正6条の原意として導き出していること、そして、州の刑事陪審での非全員一致評決による有罪を容認したApodaca判決がそうした歴史とは矛盾するものであって、拘束力ある先例とは言えず、その証左として、Apodaca判決後も陪審の非全員一致評決を認めてきたのはルイジアナ州とオレゴン州にとどまるとの考えがある。これに対して、本判決の法廷意見は、Ramos判決で問題となった実体的事項に関する問題と本件で問題となっている遡及適用の問題は区別されるべきであるとしたうえで¹¹⁾、Apodaca判決が拘束力ある先例であったかは明言せずに、Ramos判決以前の段階では、Apodaca判決が下された結果、陪審の全員一致評決が先例によって命じられものとはいえず、すべての合理的な法律家にとってそれが明らかなルールであるとも言えなかったため、Ramos判決は確立した古いルールではなく、「新しい」ルールを宣明したと判断している。このように「新しい」ルールか否かについて、有罪が確定した時点で存在していた先例によって要求されていたか、あるいはすべての合理的な法律家にとって明らかであったかによって判断するという基準は、既にTeague判決やその後の判決で示されていたものであり¹²⁾、本件でもそれが適用されている。

このように、もともとTeague判決にいう「新しい」ルールは、広い意味を

11) See *Edwards*, 141 S. Ct. at 1556.

12) See *Teague*, 489 U.S. at 301; *Lambrix v. Singletary*, 520 U.S. 518, 528 (1997).

(12) 陪審の非全員一致による有罪評決を違憲とした判例の遡及効

もつものであったが、本判決では、ルールの「新しさ」の説明を困難にしている固有の要因が2つある。

第1に、陪審の全員一致評決に対する権利について、Ramos判決は、修正6条の解釈手法として、いわゆる原意主義（originalism）の立場に立ち、修正6条が採択された時点での陪審裁判を受ける権利の歴史の意味を重視する手法をとり、その保障を肯定したことである。本判決は、実体的事項の問題と遡及適用の問題を区別すべきという立場であり、そのこと自体は正当なものといえるが、Ramos判決での実体的事項の判断において、全員一致評決の権利が古くから確立していることを強調したために、遡及適用の場面で、これを「新しい」ルールであると説明することが困難になったのである。

第2に、Apodaca判決の先例性について、現在もなお裁判官の間で意見が分かれていることである¹³⁾。というのも、Apodaca判決が拘束力ある先例である言えれば、Ramos判決はそれを変更した判決となり、明確に新しいルールを宣明したと言えるからである。しかし、本判決でも、Apodaca判決の先例性は明言されなかった¹⁴⁾。この問題の背景には、Apodaca判決が異例の判決であったことが影響している。Apodaca判決で、連邦最高裁は、陪審の非全員一致評決を認めていたオレゴン州法は修正6条に違反しないと判断したが、法廷意見は形成されず、裁判官の意見は大きく分裂したのである¹⁵⁾。ホワイト（White）

13) Ramos判決では、ゴーサッチ裁判官、ギンズバーグ（Ginsburg）裁判官、ブライヤー裁判官の3名は、Apodaca判決の先例性を否定する意見を書いている。See *Ramos*, 140 S. Ct. at 1402-1404. 本判決の法廷意見には、このうちゴーサッチ裁判官が参加している。

14) 一方、ケイガン裁判官の反対意見は、Apodaca判決の先例性を明確に肯定する。See *Edwards*, 141 S. Ct. at 1575 (Kagan, J. dissenting).

15) 連邦最高裁は、Apodaca判決と同日に、陪審の非全員一致評決を認めたルイジアナ州法についても、同様に合憲と判断している。See *Johnson v. Louisiana*, 406 U.S. 356 (1972). 両判決につき、詳しくは、丸田隆「陪審評決の全員一致原則の緩和」樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』（有斐閣、2012年）126頁等参照。

裁判官ら4人の裁判官は、修正6条は陪審の全一致評決を保障していないとしたが、スチュワート（Stewart）裁判官ら4人の裁判官は、修正6条は陪審の全一致評決を保障しており、かつそれは連邦と州の両裁判所に及ぶとした。判決を左右したのは、パウエル（Powell）裁判官の結論同意意見であり、修正6条は、連邦の裁判所では陪審の全一致評決を保障しているが、州の裁判所では陪審の全一致評決を保障していないとの立場をとったのである。この事件では、オレゴン州の裁判所での非全一致評決の合憲性が争われたため、連邦最高裁の結論としては、ホワイト裁判官ら4人とパウエル裁判官の計5人の多数により、合憲と判断された。しかし、上記のように、その理由付けについては、多数派が形成されなかった。しかも、判決を左右したパウエル裁判官の結論同意意見が採用したのは、合衆国憲法の権利章典（修正1条から修正10条）が修正14条を通じて州に編入される場合、その保障内容は連邦政府に対する場合とは異なるといういわゆる「複線編入理論」（dual-track incorporation theory）と呼ばれるものであり、この理論は既に約10年前に連邦最高裁判決によって否定されていたのである。以上のような事情があるため、Apodaca判決は先例たりうるのか、先例であるとして、それはどの部分なのか、つまり、判決の結論なのか、パウエル裁判官の理由付けなのかといった点が議論されてきた。この点は、Ramos判決でも決着がつけられたとは言い難かったが、結局、本判決でも、この点は「新しい」ルールか否かの判断にあたって不可欠ではなかったため、未解決のまま残されることになった。

3 陪審の全一致評決に対する権利と「分水嶺的」例外

本判決の法廷意見は、陪審の全一致評決に対する権利は、連邦の事後的審査に例外的に遡及適用される「分水嶺的」例外にはあたらないと判断した。法廷意見は、これまで遡及適用が否定されたDuncan判決・Crawford判決・Bastón判決を例にあげて、Ramos判決を重要な判決としつつも、これらの判

(14) 陪審の非全員一致による有罪評決を違憲とした判例の遡及効

決と異なって取り扱う理由はないとする。

Ramos判決が「分水嶺的」例外にあたらないことは、既にRamos判決において、カバノー裁判官の一部同意意見が論点を先取りする形で言及していた¹⁶⁾。Teague判決以降の連邦最高裁判決の流れを踏まえれば、本判決が陪審の全員一致評決に対する権利を「分水嶺的」例外にあたらないと判断したことは、十分に予測できたことであり、その意味では驚きではない。しかし、Ramos判決は、ケイガン裁判官の反対意見が指摘するように、陪審全員一致評決の権利のアメリカの法制度における重要性や不可欠性を強調していること、それによりApodaca判決を破棄ないし覆したこと、非全員一致評決が持つ人種差別的な効果に着目していることを踏まえると、「分水嶺的」例外として位置づける余地はあったと考えられる。法廷意見は、Ramos判決のもつ諸要素を分解したうえで、修正6条の原意の点ではCrawford判決と、人種差別防止の点ではBastón判決と対比させているが、Ramos判決は1つの判決の中にこれらの判決と共通する要素をあわせもつものであり、その点で、同列とは言い難い¹⁷⁾。また、Duncan判決の陪審裁判を受ける権利と対比についても、Teague判決が「分水嶺的」例外がもたらすとする有罪・無罪の決定の正確性の大きな向上¹⁸⁾とより密接に関わるのは、放棄することも可能な陪審裁判を受ける権利そのものではなく、陪審裁判を選択した場合の全員一致評決に対する権利ではないかと考えることができる。結局、法廷意見が重視したのは、当該権利の重要性や人種差別の是正、刑事手続の公平性・正確性の確保よりも、有罪判決の

16) See *Ramos*, 140 S. Ct. at 1419-1420 (Kavanaugh, J. concurring in part).

17) See *Edwards*, 141 S. Ct. at 1579-1580 (Kagan, J. dissenting).

18) See *Teague*, 489 U.S. at 312-313.

終局性に対する州の利益である¹⁹⁾。しかし、遡及適用を認めたとしても、影響を受ける州は、ルイジアナ州とオレゴン州の2州にとどまり、また、有罪評決のうちで、非全員一致評決が占める割合は少なく、そのため再審理となる件数は決して多いとはいえない可能性があるが、こうした点は考慮されていない。

4 「分水嶺的」例外の破棄と先例拘束性

法廷意見は、Teague判決自身が「分水嶺的」例外の存在を認めながらそれにあたるルールの出現が「起こりそうにない」と予言していたこと、Teague判決後、連邦最高裁によって実際にそれにあたと判断されたものがないこと、そうした「空約束」が当事者に間違った希望を抱かせ、多くの司法的資源が使われてしまっていることなどを指摘して、「分水嶺的」例外自体を破棄するという道を選んだ。これは刑事手続に関する新しいルールが連邦の事後的審査に遡及適用される可能性を一切閉ざすものであり、Teague判決の重要部分を刑事被告人に不利益に変更するものであるが、それがTeague判決の先例拘束性の観点から正当なものといえるかが問われる。

連邦最高裁は、先例拘束性の観点から、先例の見直しに当たっては、①当該先例の理由の質、②当該先例と関連する諸判例との整合性、③当該先例後の法の発展、④当該先例に対する信頼利益を考慮することを求めてきた²⁰⁾。この点、本判決の法廷意見は、①については、Teague判決の不遡及原則を支えている確定判決の終局性についてはその重要性を強調するものの、刑事手続の基本的公正さと事実審理の正確性というその例外を支えている理由の質については検

19) 本判決も踏まえて、連邦最高裁が確定判決の終局性と州への敬讓の利益を過大に評価していると批判するものとして、Jeffrey G. Ho, *Finality, Comity, and Retroactivity in Criminal Procedure: Reimagining the Teague Doctrine After Edwards v. Vannoy*, 73 STAN.L.REV. 1551 (2021) 参照。

20) *See, e.g.*, Franchise Tax Bd. of Cal. V. Hyatt, 139 S. Ct. 1485 (2019).

(16) 陪審の非全員一致による有罪評決を違憲とした判例の遡及効

討を行っていない。②については、「分水嶺的」例外にあたらないと判断した諸判例を多く挙げているものの、それらは「分水嶺的」例外のルールを適用したものであり、むしろ整合性があるといえることが指摘でき、③については、「分水嶺的」例外自体に疑問を投げかけるような判例や裁判官の個別意見、学説上の主張を見いだせていないことが指摘できる。④については、実際には存在しない例外に信頼利益を合理的に認めることはできないとして、検討はしているものの、刑事司法制度への負荷を重視しており、刑事被告人にとっての信頼利益を軽視しているきらいがある。

このように、法廷意見は、上記の考慮要素を十分に検討しているとは言い難い点で、Teague判決の先例性を軽視しているだけでなく、先例拘束性に関する先例をも軽視していると言えよう。また、ケイガン裁判官の反対意見が強く批判するように、当事者の求めなしに、このような重大な判断に踏み込んだ点は、当事者主義や司法の謙抑性の観点からも疑問がある。こうした法廷意見の姿勢は、今後、連邦最高裁が他領域の先例の拘束性について判断する際にも影響を与えるおそれがあるだけに、注視が必要であろう。

5 本判決前後のルイジアナ州議会の動向

ルイジアナ州では、陪審の非全員一致評決により服役中の者が2020年時点で1500人以上いるとされているが²¹⁾、本判決（2021年5月17日）が下される直前の2021年4月に、州議会の下院議員により、2023年4月までの3年間の申立期限を設けたうえで、上記の者に再審理の機会を認める法案が提出された。この法案では、申立てが受理されれば、検察官が再審理を求めるか答弁取引を提案

21) See Matt Reynolds, *Oregon and Louisiana grapple with past criminal convictions made with split verdict*, ABA JOURNAL (Oct. 1., 2020) <<https://www.abajournal.com/magazine/article/after-ramos-decision-oregon-and-louisiana-grapple-with-split-verdicts>>.

することができることになっていた。しかしながら、本判決後の10日後に、この法案は下院の司法委員会で否決される結果となった²²⁾。

本判決により、連邦最高裁による Ramos 判決の遡及適用は否定されたが、州が独自の判断で、州法上の事後的救済手続として、陪審の全員一致評決のルールを遡及適用することは可能であり、このことは、本判決の脚注においても確認されている²³⁾。レイジアナ州においても、今回は頓挫したものの、今後の州の世論や州議会の動向次第では、陪審の非全員一致評決による有罪判決が確定し服役中の者に対して、州法改正により再審理の機会を与えることになる可能性も皆無ではない。

22) See *Statement on Louisiana House Judiciary Committee's Failure to Pass House Bill 346*, THE PROMISE OF JUSTICE INITIATIVE (May 27., 2021) <<https://promiseofjustice.org/news/statement-on-louisiana-house-judiciary-committees-failure-to-pass-house-bill-346>>.

23) See *Edwards*, 141 S. Ct. at 1559, n. 6.